

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税もれ等に係る県税の取扱)</p> <p>第11条 課税もれ等に係る県税又は詐偽その他不正の行為により<u>免かれた</u>県税については、課税すべき年度の税率によってその全額を直ちに賦課徴収する。</p> <p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法<u>第75条の2第6項</u>（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法<u>第75条の2第3項</u>（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第<u>75条の2第5項</u>（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、法第53条第38項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3</p>	<p>(課税もれ等に係る県税の取扱)</p> <p>第11条 課税もれ等に係る県税又は詐偽その他不正の行為により<u>免れた</u>県税については、課税すべき年度の税率によってその全額を直ちに賦課徴収する。</p> <p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法<u>第75条の2第8項</u>（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法<u>第75条の2第5項</u>（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第<u>75条の2第7項</u>（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、法第53条第38項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3</p>

項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。)(当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。)は、法第53条第39項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) [略]

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入割額

2～6 [略]

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) [略]

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額

(法人の課税標準の区分経理の義務)

項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第7項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。)(当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。)は、法第53条第39項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) [略]

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入割額

2～6 [略]

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) [略]

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 [略]

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

3 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項に規定する法人にあつては、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人が第9条に規定する納税管理人の申告をしないで県内に事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)

(2)～(4) [略]

2 前項第1号の場合において、法人が災害その他やむを得ない理由（次項及び第5項に規定する理由を除く。）によって決算が確定しないため各事

第44条 [略]

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) [略]

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

3 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項に規定する法人にあつては、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人が第9条に規定する納税管理人の申告をしないで県内に事務所又は事業所を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)

(2)～(4) [略]

2 前項第1号の場合において、法人が災害その他やむを得ない理由（次項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算

業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同号の期間内に申告納付することができない場合においては、局長の承認を得て、その指定した日までに申告納付することができる。

3 第1項第1号の場合において、法人が会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同号の期間内に申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度（第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。）終了の日から3月以内（特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該局長が指定する月数の期間内）に申告納付することができる。

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項に規定する理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連

が確定しないため各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができないときは、第14条第1項及び第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに申告納付することができる。

3 第1項第1号の場合において、法人が定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（第1号及び第5項において「定款等」という。）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度（第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下この項において同じ。）終了の日から3月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

(1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において当該局長が指定する月数の期間内

(2) 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該局長が指定する3月を超える月数の期間内

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12

結法人をいう。)の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人。同項において同じ。)が各連結事業年度の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。)の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度(第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。)に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期間内に申告納付することができない場合には、当該法人は、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5 第1項第1号の場合において、法人が、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由によって決算が確定しないため、又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同号の期間内に申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。)に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度終了の日から4月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該局長が指定する月数の期間内)に申告納付することができる。

号の7の2に規定する連結法人をいう。)の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。同項において同じ。)が各連結事業年度の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。)の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度(第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。)に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項及び第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5 第1項第1号の場合において、法人が、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるとき、又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この項において同じ。)に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度終了の日から4月以内(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)に申告納付することがで

きる。

(1) 当該連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において当該局長が指定する月数の期間内

(2) 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該局長が指定する4月を超える月数の期間内

6 [略]

(固定資産税の課税標準)

第117条の3 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価額（法第349条の2 又は法第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4及び第349条の5の規定によって当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用を受けた者は、法附則第4条第1項第1号に規定す

6 [略]

(固定資産税の課税標準)

第117条の3 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価額（法第349条の2、第349条の3 又は第349条の3の4の規定により固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4及び第349条の5の規定により当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用を受けた者は、法附則第4条第1項第1号に規定す

る特定譲渡（以下この項において「特定譲渡」という。）の日の属する年の翌年12月31日までに買換資産の同号に規定する取得（以下この項及び次項において「取得」という。）をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の12月31日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日から4月を経過する日までに総務省令附則第2条第2項で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

6 [略]

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第13条 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第28条及び第30条の規定の適用を受けた場合には、当該納

る特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに買換資産の同号に規定する取得（以下この条において「取得」という。）をすることが困難となった場合において、同日後2年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、同号の総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（租税特別措置法第41条の5第7項第1号の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、同日の属する年の翌々年12月31日。以下この項において「取得期限」という。）までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の12月31日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、取得期限又は同日から4月を経過する日までに法附則第4条第14項の総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

6 [略]

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第13条 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第28条及び第30条

税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

3 [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（附則第17条の規定の適用を受ける譲

3 [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（附則第17条の規定の適用を受ける譲

渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(予定期間(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間)をいう。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 前項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第34条の2第9項の政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で同項の政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第9項

の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、前項の規定の適用については、同項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

（阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第20条の2の3 阪神・淡路大震災に伴い第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この条及び次条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第20条の2の4 東日本大震災に伴い第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全

第20条の2の3及び第20条の2の4 削除

（住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全

部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第12項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成29年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは

部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第12項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは

「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 [略]

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産の価格の決定の特例)

第23条の2 第64条の3第1項の規定により局長が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第64条の3第1項又は前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項の修正基準」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の非課税に係るバス路線)

第24条 法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線は、生活

「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 [略]

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の5第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項又は附則第23条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産の価格の決定の特例)

第23条の2 第64条の3第1項又は附則第23条の5第1項の規定により局長が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第64条の3第1項、前条第3項又は附則第23条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」とする。

(自動車取得税の非課税に係るバス路線)

第24条 法附則第12条の2第1項に規定する条例で定める路線は、生活交通

交通路線とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

路線とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項の総務省令で定めるものに限る。))で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。))を受けるものの取得(附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「排出ガス保安基準」という。))で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素

酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項第1号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。)

⌋

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。)で法附則第12条の2の2第2項第4号イ(1)の総務省令で定めるもの(以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第3項第1号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ） [略]

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第1号イの総務省令で定めるもの

（ア） 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（イ） [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第1号

三の総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号及び第4項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号イの総務省令で定めるもの（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第2号及び第7項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イの総務省令で定めるもの（第5項第2号及び第7項第2号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イの総務省令で定めるもの（以下この号、第5項第2号及び第7項第2号において「平成21年輕油軽中量車

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(i)の総務省令で定めるもの(第5項第2号及び第7項第2号において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(ii)の総務省令で定めるもの(以下この号、第5項第2号及び第7項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及

び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ニ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に

適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第6項第2号及び第8項第2号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号、第6項第2号及び第8項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の総務省令で定めるもの（以下この号、第6項第2号及び第8項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成

5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平

29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号三の総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項第1号ロの総務省令で

定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第6項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じ

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とす

る。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

て得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれ

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれ

にも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

—

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適

にも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1

用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第8項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第8項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第8項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 法附則第12条の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の法附則第12条の2第2項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）のうち

うち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。)

(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の5第1項第5号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(6) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車

(7) 法附則第12条の2の2第2項第5号ニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。)

(4) 法附則第12条の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の4第1項第5号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第1項第5号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第1項第5号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(6) 法附則第12条の2第2項第5号に掲げる石油ガス自動車

(7) 法附則第12条の2第2項第6号イに掲げる軽油自動車

(8) 法附則第12条の2第2項第6号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）  
）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第2項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）  
）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）  
）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）  
）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る

第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(3) 附則第24条の2第3項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックで

第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第4項第1号又は第5項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(3) 附則第24条の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第24条の2第5項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第6項第1号又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算

あって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第4項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）

定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第24条の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第8項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

る。)のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法附則第12条の2の5第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第5項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第5項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法附則第12条の2の4第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1

項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第8項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の5第6項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の5第8項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第8項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第8項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の4第6項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の4第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の4第7項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の4第8項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の4第8項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の5第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（法附則第12条の2の5第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第11項第1号及び第2号において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の5第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の5第9項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項及び第11項において同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきもの

(3) [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の4第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第11項第1号及び第2号並びに第12項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の4第9項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第11項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきもの

として定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) [略]

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の5第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

ものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) [略]

10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の5第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

12 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第12項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の4第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第12項の総務省令で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の4第13項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。)内の第84条第1項の自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第85条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

## 2 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。)内の第84条第1項の自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第85条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

## 2 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車

で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたものの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年

で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたものの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年

度

- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

- 2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車  
が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受  
けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず  
、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21  
年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12  
トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべき  
ものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他  
の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基  
準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるも  
の（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合  
し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素  
酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定める  
もの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として  
用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の  
3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定す  
るエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」と

度

- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自  
動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

- 2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動  
車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受  
けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず  
、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21  
年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12  
トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべき  
ものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他  
の環境保全上の技術基準（以下この項及び第4項において「排出ガス保  
安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定め  
るもの（以下この号及び第4項第2号において「平成21年天然ガス車基  
準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガ  
ス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3  
項第2号の総務省令で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として  
用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の  
3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。第4項第3号において  
同じ。）

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定す  
るエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」と

いう。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの

[略]

[略]

3 [略]

いう。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第5号において同じ。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるもの(第4項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの

[略]

[略]

3 [略]

4 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、第2項の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第5項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第5項第4号の総務省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第5項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同項の総務省令で定めるもの（

前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、第3項の表に定める税率とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条第5項の規定は、県民税の納税義務者の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下この項において「平成29年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法附則第4条第1項第1号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同号に規定する買換資産について適用し、県民税の納税義務者の平成29年改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第4条第1項第1号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

3 新条例附則第16条第3項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が施行日以後である同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第24条の2及び第24条の2の3の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第25条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第6条 新条例第117条の3の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。